

新発田市教育大綱

令和6年3月

新発田市

I 教育大綱について

1 趣旨

平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

教育大綱は、新発田市のまちづくりの基本方針を定める「新発田市まちづくり総合計画（以下、「まちづくり総合計画」という。）」を基本とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき定めるものです。

2 期間

教育大綱の期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。なお、今後の社会情勢等の変化やまちづくり総合計画の改定などに合わせ、必要に応じ見直すこととします。

3 教育大綱の考え方

新発田市は、まちづくり総合計画において、「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」という将来都市像の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、その中で「教育・文化」の基本目標については、「学校教育」「学校環境」「生涯学習」「青少年育成」「文化芸術・文化財」の5つを主要な施策として位置づけ、教育に関する施策を展開します。

教育大綱は、上位計画であるまちづくり総合計画の教育に関する基本目標及び施策の内容を踏まえ、「基本目標」及び「基本方針」で構成します。

Ⅱ 新発田市がめざす教育について

1 基本目標

- ◎ 学校教育と社会教育の両面から、新発田の歴史や文化を理解し、自然に親しみ、地域への愛着や誇りをもった子どもを育成します。
- ◎ 子どもが安心して学び育つ環境のもと、学ぶ意欲と確かな学力を育て、人権教育、同和教育及び食育を推進し、命を大切にする心を育成します。また、家庭や地域、学校間の連携により、社会に開かれ、地域とともに歩む学校づくりを進めます。
- ◎ 子どもたちの学ぶ意欲を高める学習環境整備を図るとともに、ICTを積極的に活用した教育を推進し、社会のデジタル化に対応できる資質・能力を養います。
- ◎ 家庭教育の充実と青少年の健全育成に努め、豊かな社会性や主体的な行動力をもった子どもを育成します。
- ◎ 生涯にわたる市民の学びの意欲に応えるとともに、歴史資料や文化財等の適切な保存・活用や芸術に触れる機会の充実に努め、文化芸術の振興を図ります。

2 基本方針

(1) 学校教育

- 人に対して敬意を払い、人を第一に思い、人を大事にする「しばたの心」をもった子どもを育成する教育を推進します。
- 課題をよりよく解決しようとする主体的に学ぶ態度と、知識及び技能の確実な習得及び思考力、判断力、表現力の育成に取り組み、学力の向上を図ります。
- いじめや差別をしない、許さない、自他の命を大切にすることを心やよりよく生きるための主体的な判断力、態度を育成します。
- 健康や安全、自然災害等に対する正しい知識や技能を基に、健康の保持増進や命を守るための実践的な態度を育成します。

(2) 学校環境

- 子どもたちが快適に学ぶことができるよう、教育環境の充実や学校施設等の改修や整備を進めます。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、ICTを活用し、子どもたちの学ぶ意欲を高める学習環境整備を進めます。
- 学校、家庭、地域、行政が協働し、子どもたちにとって安全・安心な学校環境の整備を推進します。

(3) 生涯学習

- 市民の生涯学習活動を充実させるため、多様化するニーズに応えた事業展開を推進します。
- 学習活動を幅広く支援し、市民の生涯各期における生きがいに寄与します。
- 中学生、高校生、青年層を中心とした社会教育施設の利用の拡大を目指します。

(4) 青少年育成

- 「豊かな心と広い視野をもち、自主性・社会性・創造性に富んだ子ども」の育成を目指した施策を推進します。
- 学校や家庭、地域社会が一体となった育成活動を行うとともに、社会参加活動や体験活動により、青少年の「生きる力」の育成に努めます。

(5) 文化芸術・文化財

- 市内の文化財等の適正な保存と活用を図ります。
- 歴史や文化の魅力を発信し、郷土への理解と関心を深めてもらうとともに、歴史文化、文化芸術を身近に感じられるまちを目指します。
- 市民の文化芸術活動の発表の場と文化芸術に触れる機会の充実に努めます。